

東日本大震災「震災指定寄付」*に関する中間会計報告書

2011年12月1日
特定非営利活動法人 難民支援協会

2011年5月24日に募集を開始した震災指定寄付に関する収支状況(6月30日まで)をご報告致します。難民支援協会は、震災指摘寄付の募集を開始して以来、大変多くのご寄付をいただきました。誠にありがとうございます。

同時に当協会では、複数の団体から震災対応の為の大口の助成金や委託金をいただいております。現在のところ、ほぼすべての被災者支援事業は、助成金や委託金から活動費用を賄い、実施しております。ただし、申請した助成金や委託金の、使途や期間に当てはまらない経費も発生しております。それらについては、震災指定寄付を募集する5月24日以前の、震災直後から募集をしておりました震災対応全般に使途を限定した寄付から優先して執行しております。従って震災指定寄付の執行額が非常に低くなっております。

しかし被災地はこれから厳しい冬を迎え、継続的な支援の必要性は途絶えることはありません。一方で当初潤沢な資金があった各種助成スキームも先が細りつつあります。震災指定寄附は、大口資金が先細りする中で、被災者が必要とする事業を今後も継続するために保留している状況です。支援者の皆さまにおかれましては、以上の状況をご理解頂き、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

*東日本大震災に対応した臨時特例に関する法律に基づいた一定の税優遇措置が受けられる寄付制度です。